

# 補助金・負担金等の見直しに係る報告書

木 更 津 市

(平成30年6月)

## 目 次

- 1 補助金・負担金等の見直しにあたり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 2 審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  
- 3 補助金・負担金等交付の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  
- 4 所管部署による補助金・負担金等の再検証・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 1 補助金・負担金の見直しにあたり

本市では、平成27年3月に策定した基本計画「きさらづ未来 活力創造プラン」において、重点テーマのひとつに「市民と創る持続可能なまち」を掲げ、多様な主体が参画した協働のまちづくりや地域自治の強化に向け、市民活動に対する支援や地域力を高めるための拠点づくりに取り組んでおります。

また、平成28年12月に「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」（通称：オーガニックなまちづくり条例）を制定し、持続可能なまちづくりを次世代に継承するため、自立した地域社会の仕組みの構築にむけた取組みを推進しているところであり、こうした取組みを拡充するためには、補助金・負担金等を効果的に活用することが重要であると考えています。

本市においては、これまでも補助金・負担金等の見直しを行ってきたところですが、抜本的な見直しを図るため、平成29年度に補助金・負担金等の見直しに関する基本方針を策定し、行政改革推進委員会において、補助金・負担金等が公益性を有していること、さらに長期にわたり継続しているものについては、必要性や効果などが明確となっていることなどを総点検しました。

これまで補助金・負担金等の交付に関しては、交付の適否を決定する際の明確な統一した規準がないことから、本報告書において、補助金等交付基準として基本的な考え方を示しますので、補助金等の所管部署においては、本報告書に基づき、全ての補助金・負担金等について検証を行い、関係団体と協議・調整を図り、基準に沿った適正な補助金・負担金等の交付を進めることとします。

なお、個々の補助金・負担金等を取り巻く状況は変化し続けることから、この見直しを一過性のこととせず、所管部署においては、今後も継続して、より効果的な補助金・負担金等の検証に努める必要があります。

## 2 審査の結果

補助金・負担金等の見直しにあたり、国や県の財源により行う事業や一部事務組合に対して支出する事業、法令や県の条例等で支出が義務付けられており、支出金額の自主的な決定ができない事業、国民健康保険及び後期高齢者医療保険による事業を除外し、同じ要綱により複数の事業を行っている補助金等は、まとめて審査を行いました。

審査の結果は、審査件数129件のうち、現状維持113件、縮小4件、整理統合10件、廃止2件となりました。

今後の補助金・負担金等交付の課題や補助金制度のあり方を以下のとおり示します。

### (1) 目的の明確化

個別の補助金交付要綱を整備していない事業があります。補助金の公平性や透明性を確保するためにも、補助金交付の目的や補助対象事業、補助対象経費などを個別要綱により明確に定め、補助団体と認識を一致させる必要があります。

### (2) 運営補助から事業補助への切り替え

運営費を補助しているものが複数ありますが、本来は、団体において自主財源で自立した運営を行うべきものです。団体設立当初に自立を促すための補助については、段階的に事業補助へ切り替える等、団体の運営費に対する補助は、縮小・廃止していく必要があります。しかしながら、市の施策を団体が行うなど、運営補助が必要なものについては、その公益性・公平性等を十分精査する必要があります。

### (3) 補助対象経費の明確化

補助金については、交付申請書及び実績報告書等により、用途を明確にすることに加え、対象となる経費を明確にし、公金の支出という観点から、交際費、慶弔費、懇親会など、公益的事業に直接関係しない経費については、補助対象外とする必要があります。

### (4) 繰越金について

市から交付される補助金額と比較し、それを上回る繰越金が発生している事業があります。繰越金が多額な場合、団体の自立性が高いため、補助金額を削減するなどの見直しが必要です。ま

た、明確な目的があつて繰越している場合は、事業の繰越財源とわかるような会計処理をする必要があります。

#### (5) 終期の設定について

一度補助金交付の決定がされると、長期にわたり補助が継続する傾向が見られます。長期補助になると目的や効果が曖昧になりがちなため、4年毎のサイクルで見直しを行い、補助の効果や目的の達成度、市民のニーズの変化などによりゼロベースからの検証を行い、必要に応じて縮小や廃止、整理統合などの見直しを図ることが必要です。

### 3 補助金・負担金等交付の基本的な考え方

補助金・負担金等は、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されているとおり、市が団体や個人が行う特定の事業等に対して、行政目的に合致するとともに公益上必要があると認めた場合に交付できるものです。今後、補助金・負担金等交付の適否にあたっては、統一的な基準に基づいて判断する必要があるため、以下に補助金等交付基準を示します。

#### 【補助金等交付基準】

##### ア 公益性が認められる事業

- a 判断基準となる個別交付要綱等の整備はされているか。
- b 事業目的や事業内容が広く市民の利益となるようなものであるか。
- c 事業目的が市の政策上の位置付けと整合しているか。

##### イ 公平性が認められる事業

- a 補助対象が特定の個人や組織に限定されないよう機会均等が保たれているか。
- b 補助金交付先の決定は、適正、かつ、公平な審査を基に行っているか。

##### ウ 必要性が認められる事業

- a 行政と市民の役割分担の観点から、補助すべき事業・活動であるか。
- b 事業実施主体が、補助金等の交付を前提とした団体運営になっていないか。
- c 補助金が無くなった場合、運営や事業実施が困難になるか。
- d 実績報告書などに、繰越金等の記載はないか。
- e 民間において既に事業化されている場合や類似の事業が存在するなど、代替事業が他に行われていないか。

エ 適時性が認められる事業

- a 他の事業以上に、今年度に行く必要性があるかどうか。
- b 事業目的が社会経済情勢の変化を踏まえ、現在でも取り組むべき内容であるか。

オ 効果が認められる事業

- a 事業の実施により想定した効果（利益）が認められるか。
- b 補助金額に見合う効果（利益）が期待できるか。
- c 補助金によって取得された資産（建物、物品等）は活用されているか。
- d 補助対象経費は精査されているか。

#### 4 所管部署による補助金・負担金等の再検証

審査の結果、評価が現状維持であっても、補助金等交付基準に該当しない項目がある補助金等については、所管部署による再検証を行い、平成31年度の事業実施までに当該事業における補助金のあり方や補助金額を検証し、適宜見直しを図ることとします。

特に、補助の目的を明確にするためにも、補助金交付要綱がないものについては、平成31年度以降の当初予算計上は認めないこととします。

また、まちづくりに関係する補助金等については、地域の総合的な受け皿として位置付けることにより、市民の自発的な地域活動やまちづくりの推進につながることから、より効果的な補助金制度のあり方を検証し、整理統合を図ることとします。